

○厚生労働省令第八十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和六年五月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇百十五 (略)</p> <p>百十六 N・N―ジエチル―七―メチル―四―(チオフェン―二―カルボニル)―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロイ ンドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びそ の塩類</p> <p>百十七〇百五十九 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百六十〇百三十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百三十九〇百三十一 (略)</p> <p>二百三十二 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九― トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基 又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル 基(炭素数が三から八までのものに限る。) が結合する物であ つて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇百十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百十六〇百五十八 (略)</p> <p>百五十九 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―ト リメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン― 一―イル―アセテート及びその塩類</p> <p>百六十 六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリ メチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン― 一―イル―アセテート及びその塩類</p> <p>百六十一〇百三十九 (略)</p> <p>二百四十 六 a・七・八・九・十・十 a―ヘキサヒドロ―六・六 ・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ「b・d」 ピラン―一―イル―アセテート及びその塩類</p> <p>二百四十一〇百三十三 (略)</p> <p>二百三十四 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九― トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―オール の三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る 。) が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外 にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし</p>

並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

三百三十三 六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

三百三十四 六 a・七・八・九・十・十 a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合して

ないもの並びにこれらの塩類

三百三十五 (略)

、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

三百三十五 六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―オールに三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合してない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

三百三十六 六 a・七・八・九・十・十 a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―オールに三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合してないもの及びこれらの塩類

三百三十七 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。